

## 【表紙】

|                         |   |      |                |                   |              |
|-------------------------|---|------|----------------|-------------------|--------------|
| 【提出書類】                  | 有価証券届出書   |      |                |                   |              |
| 【提出先】                   | 関東財務局長  |      |                |                   |              |
| 【提出日】                   | 平成25年12月6日  |      |                |                   |              |
| 【会社名】                   | 大豊建設株式会社  |      |                |                   |              |
| 【英訳名】                   | DAIHO CORPORATION   |      |                |                   |              |
| 【代表者の役職氏名】              | 代表取締役 水島 久尾   |      |                |                   |              |
| 【本店の所在の場所】              | 東京都中央区新川一丁目24番4号  |      |                |                   |              |
| 【電話番号】                  | 03(3297)7002  |      |                |                   |              |
| 【事務連絡者氏名】               | 執行役員 経理部長 土屋 祐司   |      |                |                   |              |
| 【最寄りの連絡場所】              | 東京都中央区新川一丁目24番4号  |      |                |                   |              |
| 【電話番号】                  | 03(3297)7002  |      |                |                   |              |
| 【事務連絡者氏名】               | 執行役員 経理部長 土屋 祐司   |      |                |                   |              |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式  |      |                |                   |              |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】      | <table border="0"> <tr> <td>一般募集</td> <td>3,284,800,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>519,645,000円</td> </tr> </table>  | 一般募集 | 3,284,800,000円 | オーバーアロットメントによる売出し | 519,645,000円 |
| 一般募集                    | 3,284,800,000円  |      |                |                   |              |
| オーバーアロットメントによる売出し       | 519,645,000円  |      |                |                   |              |
|                         | <p>（注）1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成25年11月29日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年11月29日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> |      |                |                   |              |
| 【安定操作に関する事項】            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</li> <li>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</li> </ol>   |      |                |                   |              |

## 【縦覧に供する場所】

大豊建設株式会社東関東支店

(千葉県千葉市中央区本千葉町10番5号)

大豊建設株式会社名古屋支店

(愛知県名古屋市中村区角割町五丁目7番地の2)

大豊建設株式会社大阪支店

(大阪府大阪市中央区博労町二丁目2番13号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数         | 内容   |
|------|-------------|--|
| 普通株式 | 10,000,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式<br>単元株式数 1,000株 |

(注) 1 平成25年12月6日(金)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成25年12月6日(金)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数7,000,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数3,000,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「一般募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,500,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集とは別に、平成25年12月6日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,500,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

平成25年12月16日(月)から平成25年12月18日(水)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### (1)【募集の方法】

| 区分          |         | 発行数         | 発行価額の総額(円)    | 資本組入額の総額(円)   |
|-------------|---------|-------------|---------------|---------------|
| 株主割当        |         | -           | -             | -             |
| その他の者に対する割当 |         | -           | -             | -             |
| 一般募集        | 新株式発行   | 7,000,000株  | 2,299,360,000 | 1,149,680,000 |
|             | 自己株式の処分 | 3,000,000株  | 985,440,000   | -             |
| 計(総発行株式)    |         | 10,000,000株 | 3,284,800,000 | 1,149,680,000 |

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年11月29日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

| 発行価格（円）  | 発行価額（円）      | 資本組入額（円）   | 申込株数単位 | 申込期間   | 申込証拠金（円）        | 払込期日                   |
|--|--------------|------------|--------|--|-----------------|------------------------|
| 未定<br>(注)1、2（発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。） | 未定<br>(注)1、2 | 未定<br>(注)1 | 1,000株 | 自 平成25年12月19日(木)<br>至 平成25年12月20日(金)<br>(注)3 | 1株につき発行価格と同一の金額 | 平成25年12月26日(木)<br>(注)3 |

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成25年12月16日（月）から平成25年12月18日（水）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.daiho.co.jp/ir/info/kessan/index.html>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成25年12月13日（金）から平成25年12月18日（水）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年12月16日（月）から平成25年12月18日（水）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年12月16日（月）の場合、申込期間は「自 平成25年12月17日（火） 至 平成25年12月18日（水）」、払込期日は「平成25年12月24日（火）」

発行価格等決定日が平成25年12月17日（火）の場合、申込期間は「自 平成25年12月18日（水） 至 平成25年12月19日（木）」、払込期日は「平成25年12月25日（水）」

発行価格等決定日が平成25年12月18日（水）の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年12月16日（月）の場合、受渡期日は「平成25年12月25日（水）」

発行価格等決定日が平成25年12月17日（火）の場合、受渡期日は「平成25年12月26日（木）」

発行価格等決定日が平成25年12月18日(水)の場合、受渡期日は「平成25年12月27日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

| 店名               | 所在地               |
|------------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 東京営業部 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 |

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称       | 住所                | 引受株式数       | 引受けの条件  |
|------------------|-------------------|-------------|---|
| 大和証券株式会社         | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 7,000,000株  | 1. 買取引受けによります。<br>2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。<br>3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 2,000,000株  |   |
| 岡三証券株式会社         | 東京都中央区日本橋一丁目17番6号 | 1,000,000株  |   |
| 計                | -                 | 10,000,000株 | -   |

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)    | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)    |
|---------------|--------------|---------------|
| 3,284,800,000 | 18,000,000   | 3,266,800,000 |

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)は、平成25年11月29日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,266,800,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限488,720,000円と合わせた手取概算額合計上限3,755,520,000円について、3,000,000,000円(平成27年3月期中に1,200,000,000円、平成28年3月期中に1,800,000,000円を支出予定)を土木事業における機械装置への設備投資資金に充当し、残額が生じた場合には、平成27年3月末までに金融機関からの短期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

今般の調達資金を充当する設備は、あらかじめ地上で下部に作業室を設けた鉄筋コンクリート製の函(ケーソン)を築造するとともに、作業室に地下水圧に見合う圧縮空気を送り込むことにより地下水を排除し、常にドライな環境で掘削・沈下を行って所定の位置に構築物を設置するニューマチックケーソン工法に係るものです。当社では、従来のニューマチックケーソン工法に地上遠隔操作での無人掘削を始めとする様々な技術改良を加え、地中での作業を従来に比べより安全に、かつ効率よく行うことを可能にしました。その結果、本有価証券届出書の提出日付現在では地下70mの大深度ケーソンの施工を実現しています。当社は、当該工法を用いて、橋梁の基礎、シールド工事立坑や換気・避難坑、ダム基礎、トンネル等、様々な地下構築物を施工しており、上記設備への投資により、当社土木事業における受注・施工体制の充実に図ります。

なお、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類」に記載の有価証券報告書(第64期事業年度)中の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」のうち設備の新設は、本有価証券届出書提出日(平成25年12月6日)現在、以下のとおりとなっております。

| 会社名     | セグメントの名称 | 設備の内容         | 投資予定金額      |               | 資金調達手法          | 着手及び完了予定年月 |          | 完成後の増加能力 |
|---------|----------|---------------|-------------|---------------|-----------------|------------|----------|----------|
|         |          |               | 総額<br>(百万円) | 既支払額<br>(百万円) |                 | 着手         | 完了       |          |
| 大豊建設(株) | 土木事業     | ニューマチックケーソン設備 | 1,000       | 0             | 増資資金及び自己株式の処分資金 | 平成26年10月   | 平成27年6月  | -        |
| 大豊建設(株) | 土木事業     | ニューマチックケーソン設備 | 1,000       | 0             | 増資資金及び自己株式の処分資金 | 平成27年1月    | 平成27年9月  | -        |
| 大豊建設(株) | 土木事業     | ニューマチックケーソン設備 | 1,000       | 0             | 増資資金及び自己株式の処分資金 | 平成27年4月    | 平成27年12月 | -        |

- (注) 1 完成後の増加能力につきましては、測定が困難であるため記載しておりません。
- 2 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- 3 手取概算額合計が投資予定金額を下回った場合の設備投資資金は、増資資金及び自己株式の処分資金に加えて自己資金をもって充当する予定です。

## 第2【売出要項】

## 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 種類   | 売出数        | 売出価額の総額（円）  | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称       |
|------|------------|-------------|-------------------------------|
| 普通株式 | 1,500,000株 | 519,645,000 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号<br>大和証券株式会社 |

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,500,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.daiho.co.jp/irinfo/kessan/index.html>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 3 売出価額の総額は、平成25年11月29日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。



## 2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 売出価格(円)    | 申込期間   | 申込単位   | 申込証拠金<br>(円)            | 申込受付場所  | 引受人の住所及<br>び氏名又は名称 | 元引受契約の内<br>容 |
|------------|--|--------|-------------------------|---|--------------------|--------------|
| 未定<br>(注)1 | 自 平成25年<br>12月19日(木)<br>至 平成25年<br>12月20日(金)<br>(注)1 | 1,000株 | 1株につき<br>売出価格と<br>同一の金額 | 大和証券株式会<br>社及びその委託<br>販売先金融商品<br>取引業者の本店<br>及び国内各支店 | -                  | -            |

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,500,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、当社は平成25年12月6日（金）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,500,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を平成26年1月22日（水）を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年1月17日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年12月16日（月）の場合、「平成25年12月19日（木）から平成26年1月17日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月17日（火）の場合、「平成25年12月20日（金）から平成26年1月17日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成25年12月18日（水）の場合、「平成25年12月21日（土）から平成26年1月17日（金）までの間」

となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は大和証券株式会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社ロゴ  を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

### 1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(\*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(\*2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(\*2)に係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

\*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年12月7日(土)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年12月16日(月)から平成25年12月18日(水)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

\*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

\*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

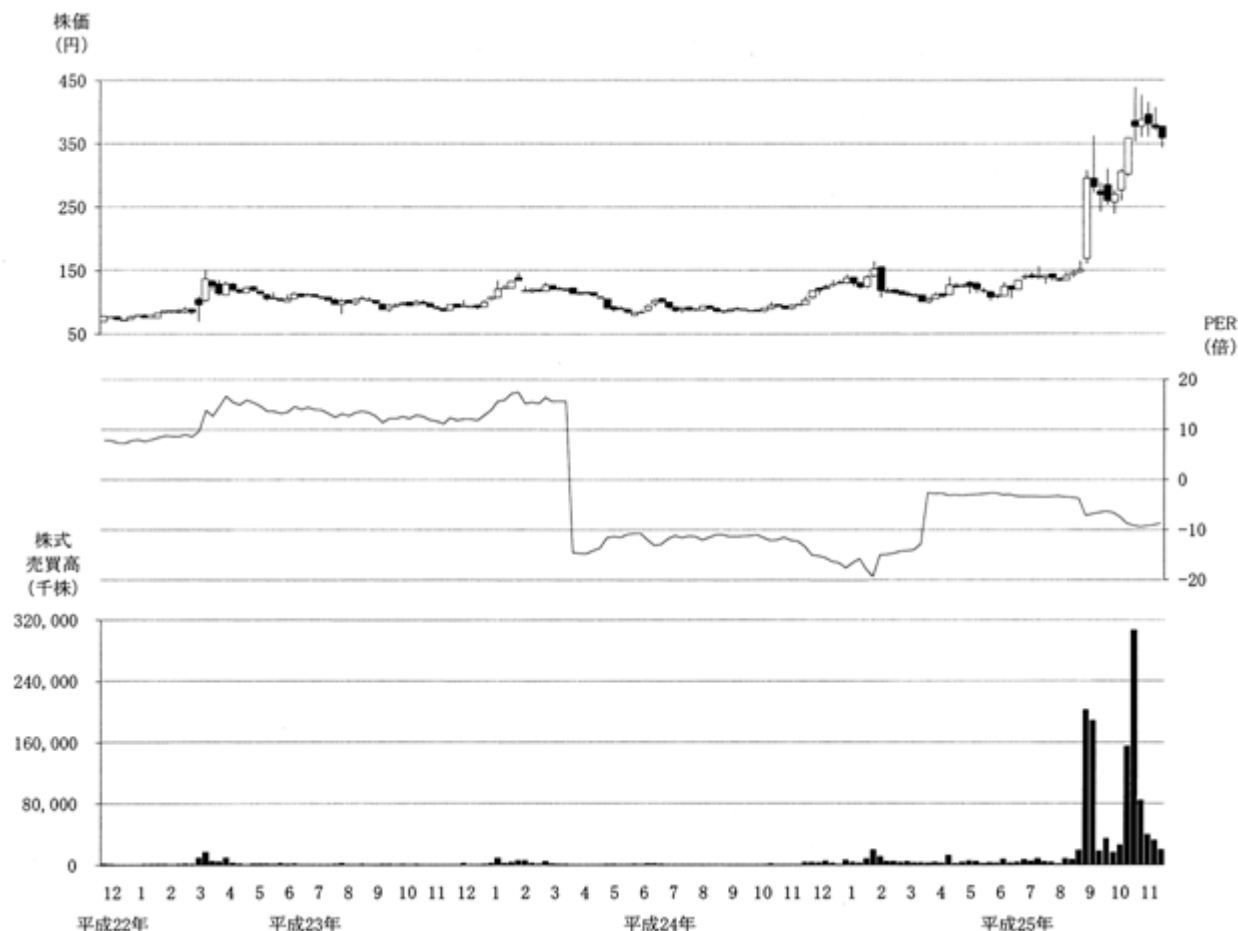
2．今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.daiho.co.jp/irinfo/kessan/index.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[ 株価情報等 ]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年12月6日から平成25年11月29日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。

2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益(連結)}}$$

平成22年12月6日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成25年4月1日から平成25年11月29日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

(平成24年3月期及び平成25年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。)

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年6月6日から平成25年11月29日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

| 提出者(大量保有者)の氏名又は名称       | 報告義務発生日    | 提出日        | 区分      | 保有株券等の総数(株) | 株券等の保有割合(%) |
|-------------------------|------------|------------|---------|-------------|-------------|
| J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社 | 平成25年9月13日 | 平成25年9月24日 | 大量保有報告書 | 4,133,000   | 6.15        |
| J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社 | 平成25年9月30日 | 平成25年10月7日 | 変更報告書   | -           | -           |

(注) 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また、大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第64期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日） 平成25年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日） 平成25年8月12日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第2四半期（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日） 平成25年11月12日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年12月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月5日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成25年12月6日)までの間において変更及び追加すべき事由が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ ̄で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成25年12月6日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### [事業等のリスク]

以下に、当社の事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載している。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項においても、投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載している。

なお、当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であるが、当社株式に対する投資判断は、以下の記載事項及び有価証券報告書等の記載事項を、慎重に検討された上で行われる必要がある。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではないので、この点に留意する必要がある。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年12月6日)現在において、当社グループ(当社(大豊建設株式会社)及び子会社10社(内4社は間接所有によるものである)(平成25年9月30日現在)をいう。以下同じ。)が判断したものである。

### 1. 建設業を取り巻く環境の変化によるリスク

#### (1) 事業環境の変化

公共工事費の大幅な削減、国内外の景気後退等による建設需要の大幅な縮小等、建設業に係る著しい環境変化が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

#### (2) 公共工事低入札に伴う完成工事総利益の減少

今後も公共工事の入札における他社との競争が継続して激化し、低入札が繰り返されることになれば、事業利益の大きな割合を占める官庁工事総利益に影響を及ぼす可能性がある。

#### (3) 工事発注の集中による完成工事総利益の減少

震災復興、国土強靱化策等の工事発注の集中により、労務・資材費が上昇し、完成工事総利益が減少する可能性がある。

#### (4) 民間建築工事受注増加に伴う工事代金回収事故等の発生による資金繰りの圧迫

官庁土木工事の完成工事総利益の減少を補うために、民間建築工事の受注を拡大してきたが、取引先の業績悪化等により工事代金の回収事故等が発生し、その結果資金繰りを圧迫し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

#### (5) 海外工事に伴う為替差損の発生、想定外のカントリーリスクの発生

海外工事に関し、為替の変動による損失が発生する可能性がある。また、事前の想定を超えるカントリーリスクの発生による損失が発生する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

### 2. 当社特殊技術に関する特許の有効期間満了による消滅に伴うリスク

DKシールド、DOT工法、ドルフィンドック工法など当社の工事受注に貢献してきた特殊技術に関する特許が有効期間満了により消滅することにより、工事の受注機会の優位性が失われ、受注が減少する可能性がある。

### 3. 人材確保についてのリスク

公共事業批判の風潮や建設業という業種に対するイメージから優秀な人材の確保が困難になる恐れがある。



4．法規制等に関するリスク

工事施工に伴い、第三者事故や労働災害を発生させた場合等、建設業法、安全衛生法上の罰則及び工事発注機関からの指名停止措置などが重複して行われ、工事受注機会を逃す可能性がある。

5．瑕疵の発生によるリスク

完成マンション戸数の増大、及び住宅の品質確保の促進等に関する法律による瑕疵担保期間の長期化等により、補修費用が増加する可能性がある。

6．訴訟等のリスク

現在係争中や訴訟中の案件において、当社及び当社グループの主張が予測と異なる結果となった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

7．自然災害等のリスク

地震、津波、風水害等の自然災害や感染症の大流行が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性がある。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

大豊建設株式会社 本店  
（東京都中央区新川一丁目24番4号）  
大豊建設株式会社東関東支店  
（千葉県千葉市中央区本千葉町10番5号）  
大豊建設株式会社名古屋支店  
（愛知県名古屋市中村区角割町五丁目7番地の2）  
大豊建設株式会社大阪支店  
（大阪府大阪市中央区博労町二丁目2番13号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。